

「那覇市産業DX促進支援事業」の募集に係る質問への回答について

経済観光部商工農水課

「那覇市産業DX促進支援事業」の募集に関する質問について、次のとおり回答します。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
1	具体的なアンケート回収数や回収率はありますか？	仕様書 P2 4(1) 市内事業者へのアンケート調査業務	回収数や回収率を定めているわけではありませんが、より効果的なアンケート回収方法について提案に盛り込んでいただければと考えております。
2	図1「提出書類一覧」のうち、協力連携事業者が提出すべき書類はありますか。	提案募集要項 P2	協力連携事業者に必要な提出を求めている書類はありません。ただし、契約後に提案募集要項「3 協力連携事業者について」に記載のある、協力連携事業者に求められる必須要件を満たしていることを確認するための書類等の提出を求める場合があります。必須条件を満たしていないことが確認された場合には当該契約を取り消すこともありえます。
3	提案書について、表紙を除く15 ページ以内とご指定がありますが、こちらは目次・中扉・裏表紙も除いて15 ページ以内としてよろしいでしょうか。	提案募集要項 P3	貴見の通りです。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
4	プレゼンテーション審査の出席者人数に制限はありますか。	提案募集要項 P4	審査会場の大きさによるため、審査に参加を希望する人数については、ご提案後に当課担当者でご調整ください。
5	プレゼンテーション審査の出席者・説明者として、協力連携事業者が参加することは可能ですか。	提案募集要項 P4	可能です。
6	プレゼンテーション審査の際に、プロジェクター等を用いて、企画提案書を投影することは可能ですか。	提案募集要項 P4	可能です。プロジェクター及びHDMIケーブルは市が用意いたします。
7	プレゼンテーション審査について、現地参加とオンラインの2 拠点に分かれて参加することは可能ですか。	提案募集要項 P4	可能です。
8	『沖縄振興特別推進交付金活用事業であることから、受託事業者はその根拠となる証拠証憑を適切に保存・整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。』の記載に関連して、整理基準などのマニュアルはありますか。	提案募集要項 P5	那覇市が定めるマニュアルはありませんが、事業終了後に行う確定検査の際に確認した証票類一式を、費目別に時系列で整理して保存していただくこととなります。 【参考】経済産業省 委託事業事務処理マニュアル https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf
9	4実施する業務／(1)市内事業者へのアンケート調査業務及び課題整理「約11,400社以上～」数値が示すものは、アンケート配布数であり、回収数ではないとの認識で宜しいでしょうか。	仕様書 P2	貴見の通りです。 回収数や回収率を定めているわけではありませんが、より効果的なアンケート回収方法について提案に盛り込んでいただければと考えております。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
10	4実施する業務／(1)市内事業者へのアンケート調査業務及び課題整理アンケートの実施方法(紙配布やWEB投稿など)は提案範囲との認識で宜しいでしょうか。	仕様書 P2	貴見の通りです。
11	4実施する業務／(2)伴走支援の実施業界団体等への初期アプローチ(協力の打診)は、那覇市様を介して実施するものとの認識で宜しいでしょうか。	仕様書 P2	当該業界団体等との関係に応じて市が対応することはあり得ますが、市経由の打診を前提としているものではありません。
12	4実施する業務／(3)成果報告会等の実施「報告会を行う会場」として、市役所庁舎内の会議室、または市関連施設を無償で使用することは可能ですか。	仕様書 P2	庁内会議室に空きがあれば使用することも可能ですが、基本的には有償の会議室等を確保していただくことを想定しております。
13	4実施する業務／(3)成果報告会等の実施「リアル及びオンラインの参加者は合計で100名以上」について開催効果や参加人数の確保の観点で開催回は複数回設けることも可能でしょうか。	仕様書 P3	可能です。
14	3成果物 ご納品する報告書(電子データ)のファイル形式はWord、PowerPoint、Excelで問題ないでしょうか。また、電子媒体についてもCD/DVDといったメディアで問題ないでしょうか。	仕様書 P3	報告書本体はPDF形式ですが、その他必要に応じて求める参考資料については適宜エクセル等の形式にて納品してください。また媒体はCD/DVDで問題ありません。
15	4成果物 成果物に関する著作権・使用権の取り扱いをご教示ください。	仕様書 P3	成果物に係る著作権及び知的財産権は那覇市単独に帰属します。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
16	要領の1(2)事業目的ではヒアリング等の実施となっているが、仕様書4(1)ではアンケート調査の実施となっているがヒアリング等は想定してよいか。	提案募集要領1ページ 仕様書2ページ	必要に応じたヒアリング等の実施を妨げることはありません。
17	仕様書4(1)市内事業者へのアンケートは11,400社以上の実施が必要となるか。また送付先の事業者リストなどは提供が可能か。	仕様書2ページ	アンケート調査数については仕様書に記載の通りです。また、送付先リストを市から提供することはありません。
18	仕様書4(2)の業界団体等の業種の区分は決まっているか。	仕様書2ページ	アンケート結果の分析や課題整理を経て、決定されるものと想定しています。
19	仕様書4(2)の専門の事業者等への謝金を事業費の中で想定してよいか。その場合、謝金規程などの基準の提供を受けることができるか。	仕様書2ページ	ベンダー等の専門事業者への謝金を事業計上することは想定しておりません。
20	仕様書(3)の成果報告会の会場費の規程などの基準はあるか。その場合、規程などの基準の提供を受けることができるか。	仕様書3ページ	会場費に規定などの基準は設けていないため、提案者の内部規定等に従って積算することは可能です。ただし、予算が過大とならないように、同規模の別会場の相見積もりを取るなどして会場選定してください。
21	伴走支援を実施するにあたり、システムや機器等を導入する場合、導入した機器については那覇市様資産となると考えてよろしいでしょうか。本事業終了後も那覇市様資産として有効に活用いただくことが望ましいと考えております。	仕様書P.2 4. 実施する業務 (2)伴走支援の実施	システム等の導入は、事業者自身による設備投資として実施していただきます。したがって那覇市の資産ではありません。